

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年11月24日 08時39分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島南東岸 蓋井島港南防波堤灯台から真方位110°840m付近 (概位 北緯34°05.8′ 東経130°47.9′)
事故の概要	プレジャーボートFOR TREASUREは、錨泊中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート FOR TREASURE、5トン未満（長さ6.80m）
船舶番号、船舶所有者等	291-32921山口、有限会社三浦整骨院
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 東、風力 4 海象：波高 約1.0m 潮汐 高潮時 山口県西部には、令和元年11月23日16時25分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で出港し、約20分航行したところで、船長が風と波が強くなり危険を感じたので、帰港することとした。 船長は、帰航中、操舵席のワイパーが動かず、波が打ち込んできて前方が見えなくなったので、陸地を見失った。 本船は、船長が、速力を下げて航行中、前方に陸岸が見えたので、避泊しようと水深約4mの陸岸近くで船首から四爪錨を投入し、錨索を約20m伸出して錨泊したものの、東寄りの風によって陸岸に向かって走錨し、浅瀬に乗り揚げた。 船長は、118番通報を行い、海上保安庁の要請を受けて来援した漁船に引き出され、自力航行して帰港した。 船長は、ふだん波の情報しか入手しておらず、出発前にインターネットで波高約1mという情報を入手していたが、強風注意報が発表されていることを知らなかった。
分析	本船は、強風注意報が発表されている状況下、船長が、陸岸近くで錨泊したことから、東寄りの風によって陸岸に向かって走錨し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報が発表されている状況下、船長が、陸岸近くで錨泊したため、東寄りの風によって陸岸に向かって走錨

	し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 気象情報を入手する際に警報及び注意報の発表状況等を確認し、強風注意報が発表されているときは、天候の変化を考慮し、出港を控えること。・ 風向などを考慮し、錨泊場所を選定すること。・ ワイパーの動作確認等、出港前点検を行うこと。